

「製品の安全対策に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉」
(総務省行政評価局／平成23年2月1日勧告・公表)
の概要及び消防庁の対応について(抜粋)

製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供等

(1) 製品事故情報の迅速かつ的確な収集

消費者庁及び経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、製品事故情報の迅速かつ的確な収集を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 略

② 消費者庁は、消防庁を通じて消防機関に対し、事業者から消費者庁への製品安全法の規定に基づく報告が迅速に行われるよう、製品事故が疑われる情報を把握した場合には、当該情報を迅速に事業者連絡するよう協力要請を行うこと。

③ 消費者庁は、警察庁及び消防庁を通じて警察機関及び消防機関に対し、消費者庁への消費者安全法の規定に基づく重大事故等の通知が的確に行われるよう、製品事故が疑われる情報を把握した場合には、幅広く迅速に警察庁又は消防庁に報告するよう協力要請を行うこと。

また、消防庁から通知される製品に係る重大事故等については、消費者事故等に該当しないことが明らかな事故以外は、幅広く迅速に通知されるようにすること。

④ 略

消防庁の対応

「製品の安全対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況(回答)の概要」(総務省行政評価局・平成23年9月30日) 要旨

【②及び③前段について】

・勧告(平成23年2月1日)前に、消防機関に対し「製品火災に係る報告について(再周知)」(平成22年12月15日事務連絡)*を発出し、重大製品事故に該当するもの又は該当する可能性があるもの等について、迅速に事業者連絡するよう周知・徹底を図っており、引き続き、消防機関の火災原因調査の担当者が集まる会議等の場(全国消防技術者会議、調査技術会議、地方公共団体における研修会等)を利用する等して、さらに一層の周知・徹底を図っている。

【③後段について】

・勧告(平成23年2月1日)前に、消防機関に対し「製品火災に係る報告について(再周知)」(平成22年12月15日事務連絡)*を発出し、電気用品及び燃焼機器の火災のうち、構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合及び原因が特定できない場合等について、消防庁に幅広く迅速に報告するよう周知・徹底を図っており、引き続き、消防機関の火災原因調査の担当者が集まる会議等の場(全国消防技術者会議、調査技術会議、地方公共団体における研修会等)を利用する等して、さらに一層の周知・徹底を図っている。

・また、消費者安全法に基づく重大事故等の消防庁から消費者庁への通知については、消費者庁と協議を行い、平成23年2月から、通知する対象を、消防機関が製品起因であると判断したものだけでなく、製品起因が疑われる(=製品起因ではないと判断できない)ものにも拡大して運用しているところ。

・この運用の改善により、平成22年8月から23年1月までの6か月間の1か月当たりの平均通知件数が13.7件であったのに対し、23年2月から6月までの5か月間の1か月当たりの平均通知件数は181.4件となっている。

※ 別添参照

補足

資料中、以下について、消防庁に幅広く迅速に報告するよう、消防機関の火災原因調査の担当者が集まる会議等の場(全国消防技術者会議、調査技術会議、地方公共団体における研修会等)を利用する等して、さらに一層の周知・徹底を図っている。



具体的な会議例

- 平成23年度都道府県予防事務担当者会議
平成23年7月8日 中央合同庁舎講堂
- 平成23年度火災調査担当者会議
平成23年10月19日 スクワール麴町
- 平成23年度調査技術会議
平成23年5月26日 消防大学校消防研究センター
平成23年7月29日 名古屋国際会議場
平成23年9月8日 札幌市教育文化会館
平成23年12月1日 大阪市消防局講堂
平成24年2月23日 北九州市消防訓練研修センター
- 全国消防長会各都道府県支部における 予防担当者会議等